

件名	教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	義務教育課 高校教育課
改正条例等	教育職員の給与に関する条例 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 教育職員の給与等に関する特別措置条例

【改正の概要】

栄養教諭及び県立中等教育学校が設置されることに伴うもの
社会環境、地理的条件等に伴う勤務実態・生活環境の改善により、勤務地の特殊性が著しく薄らいでいることから、「へき地手当」を見直すもの

【改正の内容】

「栄養教諭」及び「県立中等教育学校」の設置に伴う規定整備
 ・公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師
 ・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、高等学校、中等教育学校の後期課程
 中等教育学校の教育職員の「給料表」の適用範囲

新	旧
(1) 中学校、小学校教育職員給料表の適用範囲 ア 中学校又は小学校に勤務する教育職員 イ <u>中等教育学校に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しない者及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しない者</u> (2) 高等学校等教育職員給料表適用範囲 ア 高等学校に勤務する教育職員 イ 盲学校、聾(ろう)学校又は養護学校に勤務する教育職員 ウ <u>中等教育学校に勤務する教育職員((1)の中学校、小学校教育職員給料表の適用を受ける者を除く。)</u>	(1) 中学校、小学校教育職員給料表の適用範囲 中学校又は小学校に勤務する教育職員 (2) 高等学校等教育職員給料表適用範囲 ア 高等学校に勤務する教育職員 イ 盲学校、聾(ろう)学校又は養護学校に勤務する教育職員

「へき地手当」の支給割合の改定

・へき地1級	100分の8	100分の4	} 100分の4
・ 2級	100分の12	100分の8	
・ 3級	100分の16	100分の12	
・ 4級	100分の20	100分の16	
・ 5級	100分の25	100分の21	
・へき地に準ずる学校	100分の4	100分の2	

施行日 平成18年4月1日

【その他参考事項】

「栄養教諭」

- ・学校教育法上に「栄養教諭」を位置付け、教育職員免許法に栄養教諭の免許状を創設
- ・栄養教諭の職務は、食に関する指導。平成18年度に15人程度採用予定

へき地手当

- ・(給料+扶養手当の月額)×支給割合(25%以内)
- ・へき地手当削減見込額(122,000千円)により27人の常勤講師等の配置が可能